

鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業経営を法人化することにより、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就業機会の拡大などの経営発展及び地域における将来にわたっての農地の維持管理を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する同表第2欄に掲げる事業実施主体に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、同表第4欄に定める額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、毎年3月1日までに行われなければならない。

2 規則第5条による申請書（同条第1号及び第2号の書類も含む）及び規則第17条第1項の報告書（同条第2項の書類も含む）は、様式第1号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定及び交付額確定通知（以下「通知」という。）は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(雑 則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月17日から施行し、平成30年度事業から適用する。

2 この要綱は、平成31年4月8日から施行し、平成31年度事業から適用する。

3 この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年度事業から適用する。

- 4 この要綱は、令和3年4月21日から施行し、令和3年度事業から適用する。
- 5 この要綱は、令和4年8月31日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 6 この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。
- 7 この要綱は、令和6年4月9日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助額	5 重要な変更
農業経営法人化支援事業	農業法人、一般社団法人(正会員が農業経営していること)のうち、※1 及び※2 を満たすもの	国実施要綱に規定された農業経営・就農サポート推進事業の経営診断を活用することによる経営体の農業経営を法人化する取組に必要な経費	25 万円／取組	事業の中止又は廃止

- ※1 農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和3年3月26日付2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の農業経営・就農サポート推進事業の規程に基づく経営診断又は改正前の農業経営法人化支援総合事業実施要綱別記1の規定に基づく経営診断を受けて事業実施年度又はその前年度に設立された農業経営を行う法人又は一般社団法人であること。
- ※2 鳥取県農業経営・就農支援センターまたは鳥取県農業経営相談所（令和3年度まで公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が事務局で運営していたもの）が主催する経営力向上研修を修了した者が代表者又は役員である法人

鳥取県知事 様

申請者
所在地
法人名
代表者職氏名

〇〇年度鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金交付申請書
兼実績報告書兼請求書

標記の補助金について、鳥取県補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請し、下記のとおり実績を報告します。

なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

記

補助金等の名称	鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金
算定基準額	250,000円
交付申請額	250,000円
添付書類	1 法人の登記事項証明書 2 定款の写し 3 経営力向上研修修了者の修了を証明する書類（修了証の写し等）

- 1 農業経営・就農サポート推進事業による経営診断を受けた年度
- 2 雇用の確保を通じた人材の確保・育成に資するモデル的な取組の実施状況
※国補助金事業活用する場合のみ、記入してください。
- 3 経営力向上研修修了者の氏名及び修了年度
- 4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

- 5 補助金の振込先
補助金が交付決定された場合は、以下の振込先口座へ振り込んでください。

フリガナ		預金 種別	普通・当座												
口座名義人								<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 387 1150 616" rowspan="2">口座 番号</td> <td data-bbox="1150 387 1201 616"></td> <td data-bbox="1201 387 1252 616"></td> <td data-bbox="1252 387 1303 616"></td> <td data-bbox="1303 387 1355 616"></td> <td data-bbox="1355 387 1406 616"></td> <td data-bbox="1406 387 1458 616"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	口座 番号						
口座 番号															
金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 本所 支店 支所 出張所													

様

鳥取県知事

〇〇年度鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日付（番号）の交付申請書兼実績報告書兼請求書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、「農業経営法人化支援総合事業」とし、その内容は、交付申請書兼実績報告書兼請求書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額、交付決定額及び確定額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 算定基準額 | 金 250,000円 |
| (2) 交付決定額 | 金 250,000円 |
| (3) 確定額 | 金 250,000円 |

3 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。